

■「紫電改展示館展示資料等移設業務」に係る一般競争入札に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	① 展示物一覧表に資料1点あたりの評価額の記載がないため、現状では運送保険への加入が難しい状況です。資料運搬時における保険の取り扱いについて、どのようにお考えでしょうか。 ② 運送保険へのご加入が難しい場合、受注者側の負担およびリスクが大きくなるため、下記③の条項を契約書に記載していただきたいと考えておりますが、ご対応可能でしょうか。 ③（保険付保および損害負担） 1 甲は、資料の評価額に基づき、資料に対する保険を甲の費用負担と責任において付保するものとする。 2 前項の保険には、乙に対する求償権放棄特約を付するものとする。 3 資料に生じた滅失、損傷、変質等の損害については、第1項の保険により補償される範囲で、甲は乙に損害賠償を求めないものとする。	一覧表で示す展示品について、1点あたりの評価額算出が困難であり提示できないため、受注者による運送保険への加入は想定していません。 契約書の条項に以下を追加し、受注者の故意または重大な過失により生じた場合を除き、発注者が受注者に対し損害賠償を求めないことを明記します。 （資料の安全管理および損害負担） 第26条 受注者は、本資料が代替困難な極めて希少なものであることを認識し、本契約に基づく資料の運送その他の業務の遂行に関し、善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）を負うものとする。 2 資料に生じた滅失、損傷、変質等の損害については、発注者は受注者に損害賠償を求めないものとする。ただし、損害が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は、この限りではない。